




森林整備事業を実施した皆様への重要なお知らせ

-  森林整備事業の施行地において、森林整備事業の完了の翌年度から起算して、5年以内（事業によっては10年以内）に森林以外への転用又は立木竹の全面伐採除去を行う場合、転用等の規模に関わらず、当該転用等の区域に相当する補助金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。
-  施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後に転用等が行われる場合も同様に補助金を返還していただくこととなります。
-  やむを得ず転用等を行わなければならない場合は、最寄りの県農林事務所又は森林組合へご連絡ください。

お問い合わせ先	所在地	電話番号
岐阜県 岐阜農林事務所 林業課	岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館内	058-214-7408
岐阜県 西濃農林事務所 林業課	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内	0584-73-1111
岐阜県 揖斐農林事務所 林業課	揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内	0585-23-1111
岐阜県 中濃農林事務所 林業課	美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎内	0575-33-4011
岐阜県 郡上農林事務所 林業課	郡上市八幡町初音1727-2 郡上総合庁舎内	0575-67-1111
岐阜県 可茂農林事務所 林業課	美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1 可茂総合庁舎内	0574-25-3111
岐阜県 東濃農林事務所 林業課	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎内	0572-23-1111
岐阜県 恵那農林事務所 林業課	恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎内	0573-26-1111
岐阜県 下呂農林事務所 林業課	下呂市萩原町羽根2605-1 下呂総合庁舎内	0576-52-3111
岐阜県 飛騨農林事務所 林業課	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎内	0577-33-1111

岐阜県林政部森林整備課
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1岐阜県庁内
電話 058-272-1111
FAX 058-278-2706



5年間 皆伐・転用不可

協定を締結したものは10年間